

業務委託仕様書（案）

1 業務名

第 25 回 H2&FC EXP0 静岡県ブース設営等業務委託

2 目的

県内企業の水素関連の技術を広く P R し、国内外の水素関連企業との新たなビジネスマッチングを目指し、水素・燃料電池の国際展示会「第 25 回 H2&FC EXP0」に出展する。出展にあたっては、山梨県と隣接するブースを確保し、両県連携を P R して集客力の向上を図る。

3 委託期間

契約の日から令和 8 年 3 月 23 日まで

4 業務内容

「第 25 回 H2&FC EXP0 国際水素・燃料電池展」における静岡県ブース全体の装飾デザイン及びレイアウトの企画並びに製作、設営及び撤去

県内水素関連企業の情報をまとめた冊子の作成

<出展概要>

①会期 令和 8 年 3 月 17 日（火）～ 3 月 19 日（木）

②会場 東京ビッグサイト

③ブース面積 $8.05\text{m} \times 8.5\text{m} = 68.4 \text{ m}^2$ （柱を含む）

④出展者数 民間企業 5 者（出展企業については、県エネルギー政策課で選定）

静岡県

計 6 者（予定）

(I) 静岡県ブースの設計・設営・撤去業務

- ① 誘客効果が高く、かつ、ブース全体として統一感を持たせるとともに、小間全体を「静岡県ブース」と認識される装飾を行うこと。
- ② デザイン性に優れ、耐候性・耐久性のあるものを製作すること。
- ③ 来場者が立ち寄りやすく、かつ、出展企業が効率よく積極的な P R ができる配置とすること。
- ④ 展示会初日はブース運営に支障がないと判断されるまで常駐すること
- ⑤ 感染症対策を講じること。
- ⑥ 出展企業及び県の展示スペースの目安は以下のとおりであり、県及び出展企業と協議のうえ、レイアウトを決定すること。

・ 民間企業 5 社

各横 2.2m×縦 1.5m程度とし、県、出展企業と協議して決めること。

・ 静岡県

各横 1.5m×縦 1.5m程度とし、県と協議して決めること。

- ⑦ 出展企業の展示スペースの内容は以下のとおりとすること。
- ・社名板、企業情報パネル（A 1 版 2 枚程度）は、統一のデザインで作成、設置すること
 - ・各社の製品等を設置する机、ディスプレイ及び紹介するパネル、パンフレットラック、貴名受けを設置すること
 - ・社名板、解説パネルは出展企業と連絡・調整のうえ作成すること
- ⑧ 静岡県の展示内容は以下のとおりとすること。
- ・県の事業紹介のパネルは、A 1 版パネル 2 枚程度とすること
 - ・パネルに掲載する内容は、県から提供する文章や写真、グラフ等を活用してデザインを作成すること。なお、企業の展示内容と統一のデザインとすること
- ⑨ ブース内にバックヤードを設けること。
- ⑩ ブース内に大型ビジョン（50 インチ以上）を設置し、展示企業の P R 動画を放映できるようにすること。
- ⑪ 展示企業の P R 動画を連続して放映できるように編集すること。
- ⑫ A 4 サイズの資料が入る袋（材質に関しては事業者の提案による）を 1,000 点作成すること。デザインについては、県と協議して決めること。
- ⑬ 展示会主催者との連絡調整（主催者への展示に係る書類提出等）を行うこと。

※ 委託費には、床面施工費（カーペットなど）、システム什器（柱、パネル、壁）、レンタル備品（机、椅子等）、壁面、グラフィック出力代金、デザイン費、造作費用、クロス施工費、照明レンタル費、二次電気工事、搬入・施工費、撤去費、搬出撤去費、ごみ処分費、設計・デザイン費など、一連の経費が含まれます。

② 静岡県ブース共同出展企業との連絡調整

- ① 各出展企業のサイン、解説パネルの内容について、各出展企業と協議すること。
- ② 展示内容、展示方法について出展企業と協議すること。

③ H2&FC EXP0 で配付する広報媒体の作成

- ① 出展企業及び県が指定する企業（以下、出展企業等とする）の情報を掲載したデータ集を作成すること。
- ② 作成したデータ集は、令和 8 年 3 月 16 日午後 5 時までに、第 25 回 H2&FC EXP0 国際水素・燃料電池展の静岡県ブースに納品すること。
- ③ 掲載内容について出展企業等と協議のうえ作成し、出展企業の校正を 2 回程度行うこと。
なお、初校については 1 週間程度の期間を設けて、出展企業の確認を受けること。
- ④ 規格等については以下のとおりとする。
- ・規 格：A 4 版
 - ・色 ：フルカラー
 - ・ペ ー ジ：16 ページ程度（表紙及び背表紙を含む）
 - ・構 成：1 事業者につき 1 ページ程度、県の取組紹介に 1 ページ程度

・作成部数：1,000 部

⑤ その他の詳細については県と協議のうえ決定すること。

5 完了報告書

受託者は、委託期間が終了する前に、業務の実施内容を記載した委託業務完了報告書（様式自由）を提出すること。

完了報告書には、ブースの写真、展示会や商談の様子などを示す写真、製作又は調達した物品一覧、製作図（平面図、立面図）、作業打合せ記録等を添付すること。

6 その他

- ① 出展の申し込みは県で行い、小間料金（出展社検索サイト掲載料含む）は県が支払う。
- ② 本業務の実施にあたっては県と十分に協議、連絡を取り、その指示及び監督を受けること。
- ③ 展示会主催者の定めによる展示会規約等に従うこと。
- ④ 本業務により製作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、全て静岡県に帰属する。
- ⑤ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- ⑥ 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。また、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ⑦ 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。